

## 中富良野町空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中富良野町における空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進と地域の活性化を図るため、中富良野町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 中富良野町内に現存する住宅、店舗等の建築物又はこれに付属する工作物で、現に居住その他の使用がなされていないもの（近く居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地並びに使用していない土地（以下「空き地」という。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売買若しくは賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 登録者 空き家等を空き家バンクに登録された所有者等をいう。
- (4) 利用希望者 中富良野町への移住又は定住等（以下「定住等」という。）を目的に、空き家バンクに登録された空き家等の利用を希望する者をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家等の売買又は賃貸借等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を利用希望者に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (6) 不動産業者 宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第4条 空き家等の登録を希望する所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。なお、所有者等が不動産業者に仲介等を委任している場合は、所有者等及び当該不動産業者の連名により提出しなければならない。

- (1) 登録希望物件に係る登記簿謄本の写し又は所有権等を証明できるもの
- (2) 登録希望物件の外観等を撮影した写真
- (3) 当該空き家等の取引について、不動産業者に仲介等を委任している場合は、当該委任に係る契約書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査をした上で、空き家バンクに登録するものとする。ただし、所有者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 空き家等の所有者が、中富良野町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第14号）第2条第2号又は第3号に該当するもの

(2) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めるもの

3 町長は、前項に規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により当該登録者に通知するものとする。

（登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく、空き家バンク登録変更等届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（登録事項の取消し）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへの登録を取消すことができる。

(1) 登録した空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) 登録者から空き家バンク登録取消し願書（様式第4号）の提出があったとき。

(4) 登録した空き家等について売買又は賃貸借契約が締結されたとき。

(5) その他町長が取消す必要があると認めたととき。

2 町長は、前項の規定により登録を取消したときは、空き家バンク登録取消し通知書（様式第5号）によって当該登録者に通知するものとする。

（情報の公開等）

第7条 町長は、第4条第2項の規定により登録した空き家等に係る情報及び写真等を中富良野町ホームページ等で公開するものとする。ただし、個人情報に係る情報は除く。

2 前項に規定する情報公開の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

（利用希望者の要件）

第8条 空き家バンクの利用希望者は、次に各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 第4条第2項各号に掲げるものでないこと。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、善良の風俗を害するものでないこと。

(3) 空き家等に定住し、若しくは定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとするもの。

(4) その他町長が適当と認めたもの。

(利用の申込み等)

第9条 空き家バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用申込書(様式第6号)に次に掲げるものを添付して町長に提出しなければならない。

(1) 利用希望者の身分を証明する書類の写し

(2) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項による申込みがあったときは、その内容を審査し、当該利用希望者が前条に規定する要件を満たすと認めたときは、登録者及び利用希望者に対して必要な情報を提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 登録者及び利用希望者は、次の各号に掲げる事項を順守するとともに、空き家バンクにより知り得た個人情報を適正に管理するものとし、登録が取り消された後においても同様とする。なお、登録者又は利用希望者が、空き家等の売買又は賃貸借等に関する交渉及び契約等について不動産業者に仲介等を委任しているときは、当該不動産業者についても同様とする。

(1) 個人情報を第三者に漏えい又は不当な目的に使用しないこと。

(2) 正当な理由なくして、個人情報を複写又は複製しないこと。

(3) 必要でなくなった個人情報は速やかに廃棄又は消去すること。

(4) 個人情報の漏えい及び滅失等、その他の事故を防止すること。

(5) 個人情報の漏えい及び滅失等、その他の事故が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。